

居宅介護支援サービス利用基本契約書

J Aいわて平泉居宅介護支援センターもちっこの居宅介護支援サービスについて、次の契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険に関する法令の趣旨にしたがい、公正中立な立場から、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整等、便宜の提供を図ります。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合には、本契約は同じ内容で更新されるものとし、その後も同様とします。

（居宅介護支援の担当者）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者への居宅介護支援サービスの担当者として任命し、その選定又は変更を行った場合は、利用者にもその氏名を通知します。

（居宅介護支援サービスの内容）

第4条 事業者は、利用者が居宅サービスを適切に利用することができるように、利用者の心身の状況、置かれている環境ならびに利用者及び家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画の作成など下記のサービスを提供します。

- （1）居宅サービス計画の作成
- （2）居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供
- （3）サービスの実施状況の把握及び居宅サービス計画等の評価
- （4）介護保険に関する給付管理
- （5）介護サービス等に関する相談・説明
- （6）要介護認定申請・更新に対する援助等

（居宅サービス計画の変更）

第5条 事業者が居宅サービス計画の変更を必要と判断した場合又は利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合には、事業者は利用者の意見を尊重するとともに、事業者と利用者の双方の合意をもって居宅サービス計画を変更することとします。

（利用者負担金）

第6条 介護保険制度に基づく居宅介護支援サービスについては、基本的に利用者負担はありません。ただし、保険料の滞納等の場合は、全額自己負担となる場合があります。

（サービス提供の記録等）

第7条 事業者は、提供した居宅介護支援サービスの内容に関する記録を行うとともに、5年間保管します。

2 利用者もしくはその代理人はいつでも前項の記録の閲覧・複写を求めることができます。

（守秘義務等）

第8条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

2 前項にかかわらず、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

3 事業者は、本契約の終了に伴い利用者が希望する場合に限り、利用者が指定する事業者等への関係記録の複写（引き継ぎ）を行うこととします。

（感染症と自然災害対策）

第9条 事業所は感染症と自然災害対策を講じ、ご家族、地域、行政と協力して、ご利用者の安全の確保と、事業継続に努め、有事の際には指針に基づく対応を行います。

（苦情対応）

第10条 利用者及び家族は、提供した居宅介護支援サービスに苦情がある場合又は居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関して苦情がある場合は、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

（契約の終了）

第11条 次のいずれかの事由が発生した場合、この契約は終了するものとします。

（1）利用者が死亡した場合

（2）要介護認定により利用者の心身の状況が要支援及び非該当（自立）と判定された場合

（3）利用者が介護保険施設に入所した場合

（4）第2条の規定により更新拒絶の意思表示がされた場合

（5）第11条、第12条に基づき本契約が解約又は解除された場合

（利用者の解約権・解除権）

第12条 利用者は、事業者に対しいつでも7日間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

2 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

（1）事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合

（2）事業者が、守秘義務に違反した場合

（3）事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

（事業者の契約解除）

第13条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、文書により本契約を解除することができます。

- （1）利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- （2）利用者が、故意又は重大な過失により事業者および介護支援専門員の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約の目的を達することが困難となった場合

（損害賠償責任）

第14条 事業者は、居宅介護支援サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

（裁判管轄）

第15条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、一関地方裁判所をもって第一審裁判所とすることを、利用者及び利用者代理人、事業者は予め合意します。

（協議事項）

第16条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日 契約開始日 令和 年 月 日

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

事業者 住所 岩手県一関市竹山町7番1号
名称 いわて平泉農業協同組合
氏名 代表理事組合長 佐藤 一則 印